

令和元年度  
第1回川崎市指定介護保険事業者  
集団指導講習会

介護職員等特定処遇改善加算の届出について



川崎市 健康福祉局 長寿社会部  
高齢者事業推進課 事業者指定係

令和元年6月11日(火)開催

## 本日の予定

1. 対象サービス
2. 特定処遇改善加算の届出について
3. 令和2年度以降について
4. その他

## 本日の予定

### 1. 対象サービス

2. 特定処遇改善加算の届出について

3. 令和2年度以降について

4. その他

## ○ 対象サービス

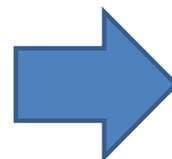
### サービス名

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・訪問介護</li><li>・夜間対応型訪問介護</li><li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li><li>・(介護予防)訪問入浴介護</li><li>・通所介護</li><li>・地域密着型通所介護</li><li>・(介護予防)通所リハビリテーション</li><li>・(介護予防)特定施設入居者生活介護</li><li>・地域密着型特定施設入居者生活介護</li><li>・(介護予防)認知症対応型通所介護</li><li>・(介護予防)小規模多機能型居宅介護</li><li>・看護小規模多機能型居宅介護</li><li>・(介護予防)認知症対応型共同生活介護</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・介護福祉施設サービス</li><li>・地域密着型介護老人福祉施設</li><li>・(介護予防)短期入所生活介護</li><li>・介護保健施設サービス</li><li>・(介護予防)短期入所療養介護(老健)</li><li>・介護療養施設サービス</li><li>・(介護予防)短期入所療養介護(病院等(老健以外))</li><li>・介護医療院サービス</li><li>・短期入所療養介護(医療院)</li></ul> |
|---|---|

## ○ 非対象サービス

### サービス名

- (介護予防)訪問看護
- (介護予防)訪問リハビリテーション
- (介護予防)居宅療養管理指導
- (介護予防)福祉用具貸与
- 特定(介護予防)福祉用具販売
- 居宅介護支援
- 介護予防支援



**対象サービス・非対象  
サービスは**

**今までの「処遇改善  
加算」と同様です。**

## 本日の予定

1. 対象サービス

2. 特定処遇改善加算の届出について

3. 令和2年度以降について

4. その他

# 1. 国から示されている参考様式について

	様式名	備考
1	別紙様式2 介護職員等特定処遇改善 計画書(令和 年届出用)	
2	別紙様式2(添付資料1) 指定権者内事業所一覧表	
3	別紙様式2(添付資料2) 届出対象都道府県内一覧表	指定権者が神奈川県または県内の他市町村の事業所と一括して作成する場合に添付
4	別紙様式2(添付資料3) 都道府県状況一覧表	他の都道府県に所在する事業所と一括して作成する場合に添付

## (1). 介護職員等特定処遇改善加算(届出用)について

### <介護職員処遇改善加算の届出との違い>

- ◆(1)② 現行の処遇改善加算の取得状況  
⇒ 現行加算(Ⅰ)~(Ⅲ)を取得している必要があるため
- ◆(1)③ サービス提供体制強化加算等の取得状況  
⇒ 特定加算(Ⅰ)の算定要件となっているため
- ◆(1)⑦~⑨ グループごとの平均賃金改善額・人数  
⇒ 事業所における配分方法を確認するため

◆(2) キャリアパス要件の削除

⇒ 特定加算の要件とはなっていません。

◆(3) 見える化要件

⇒ 特定加算の取得状況等の公表方法を記載してください。

※本要件は2020年～算定要件となります。

## (2). 事業所一覧表について

### <介護職員処遇改善加算の届出との違い>

#### ◆ グループごとの平均賃金改善(見込額)

⇒ 事業所における配分方法を確認するため

なお、厚生労働省Q&Aにおいて、特定加算の取得区分(Ⅰ)、(Ⅱ)が異なる場合でも一括申請が可能とされています。

一括での申請方法について、現在検討中のため、別途お示しいたします。

### (3). 提出書類について

- ◆ 国の参考様式に加え、市独自で加算管理票、チェック表及び誓約書等を作成し届出書類とする予定です。
- ◆ 書類の作成分量は現行加算と同程度の予定です。
- ◆ 市からの通知・様式は、7月中に市ホームページに掲載する予定です。

## 2. 届出の期限について

- 令和元年10月から加算を取得する場合

⇒ 令和元年8月31日(消印有効)

- 令和元年10月以降加算を取得する場合

⇒ 加算を取得する月の前々月の末日(消印有効)

## **【注意】**

- 届出を忘れると、遡りでの算定はできません。
- 料金後納郵便等、消印の確認できない方法で郵送された場合、当課への受付日が届出日となります。期限間際に提出する場合は消印がつく方法で郵送してください。

# 3 川崎市からのお知らせの方法について

## ① ホームページ



「介護職員  
処遇改善加  
算」と検索す  
る

○ホームページの掲載場所

『川崎市トップページ』⇒『くらし・手続き』⇒『福祉・介護』⇒『高齢者・介護保険』⇒『介護保険制度』⇒『事業者入口』⇒『事業者指定関係書類』⇒『介護職員処遇改善加算について』⇒『介護職員処遇改善加算』

## ② メール配信サービス

### ア メールニュースかわさき

地域情報連携サイト

よく利用される情報

- [届出・手続き・相談](#)
- [ごみ・リサイクル](#)
- [電子申請\(ネット窓口かわさき\)](#)
- [川崎市教育委員会](#)
- [上下水道局](#)
- [メールニュースかわさき](#)
- [川崎市チャンネル \(YouTube\)](#)  
[外部リンク](#)
- [市立病院](#)
- [医療機関情報 \(かわさき\)](#)

犬・猫の譲渡会開催のお知らせ

カレンダーから探す

募集情報

- [政策評価審査委員会](#)
- [民間事業者活用型保](#)

市公式ホームページから登録をしてください

統計

- [オー](#)
- [広](#)
- [マイ](#)

かわさきパラ

臨海

地理

かわさきふる

職員



## (2) 介護職員等特定処遇改善加算に関する質問について

The screenshot shows the Kawasaki City website. At the top, there is a search bar with the text "Google カスタム検索" and a magnifying glass icon. Below the search bar, there are navigation tabs: "トップ", "くらし・手続き", "お知らせ イベント・募集", and "市の施設". The current location is indicated as "トップページ > くらし・手続き > 福祉・介護 > 高齢者・介護保険 > 介護保険制度 > 【事業者向け】介護保険Q&A・問い合わせ". The main content area is titled "Q&A・問合せ" and includes a date "2018年12月6日". Below this, there is a section titled "■ 川崎市介護保険課への問い合わせ" with instructions on how to ask questions. At the bottom, there is a "質問票" section with a link to "FAX質問票(DOCX形式, 23.97KB)".

「介護保険  
FAX質問」で  
検索

「Q&A・問  
合せ」のペー  
ジをご覧ください。

トップページ > くらし・手続き > 福祉・介護 > 高齢者・介護保険 > 介護保険制度 > ダウンロード > 【事業者向け】介護保険Q&A・問い合わせ

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-4-5-0-0-0-0-0.html>

## ○質問への回答について

- ◆質問への回答は2週間程度お時間をいただいています。
- ◆内容によっては、厚労省へ解釈を確認する必要がありますので、その場合は、さらに時間を要することがあります。
- ◆質問の内容により、全事業所に周知したほうがよいものについては、質問者へFAXにて回答すると共に質問者のお名前等を伏せた上でホームページに掲載することがあります。

## 本日の予定

1. 対象サービス
2. 特定処遇改善加算の届出について
3. 令和2年度以降について
4. その他

## 本日の予定

1. 対象サービス
2. 特定処遇改善加算の届出について
3. 令和2年度以降について
4. その他

## 1 報酬改定及び消費税に係る変更届について

変更内容	届出の有無
基本報酬改定による料金変更 (全サービス)	届出不要
介護保険給付対象外の費用の料金 変更(グループホーム以外)	
グループホームの介護保険給付対象 外の費用の料金変更	<u>届出必要</u>

⇒ 報酬改定及び消費税以外の料金変更を併せて行う場合は、  
事前相談が必要です。

## 2 平成30年度 介護職員処遇改善加算 実績報告書について

- ホームページに実績報告書の提出についての通知及び様式を掲載しましたので、御確認ください。
- 提出期限 令和元年7月31日(水) **<消印有効>**

以上で終了です。